

宇都宮市公共工事総合評価落札方式実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、宇都宮市が発注する建設工事の請負契約において、地方自治法施行令第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合も含む。）の規定に基づき、価格及びその他の条件が宇都宮市にとって最も有利なものをもって申し込みをした者を落札者とする総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により入札を行う工事（以下「対象工事」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者の施工能力、工事成績及び施工計画等（以下「施工能力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事（以下「施工能力評価方式による工事」という。）
- (2) 技術的工夫の余地が大きい工事にあつて、民間企業の優れた技術力を活用することにより社会的便益の向上が期待できる工事（以下「技術提案評価方式による工事」という。）
- (3) 技術的工夫の余地が大きい工事にあつて、設計から施工まで一括して発注することで民間企業の優れた技術力を活用することにより社会的便益の向上が期待できる工事（以下「技術提案評価方式（設計・施工一括）による工事」という。）
- (4) 入札者の施工実績、工事成績等（以下「施工実績等」という。）及び地域精通度等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事（以下「実績評価方式による工事」という。）
- (5) その他市長が必要と認める工事

(用語の定義)

第3条 この要領における用語については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 総合点：価格点と技術評価点を総合した評価点
- (2) 調査基準価格：低入札価格調査制度により設定された金額
- (3) 基礎点：価格点の基礎となる点数
- (4) 価格点：調査基準価格を入札価格により除した数値を基礎点に乗じて算定した評価

点。ただし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は基礎点と同じとする。

- (5) 技術評価点：施工能力等，施工実績等又は地域精通度等から算定した評価点
- (6) 標準案：発注者が標準として示した図面及び仕様書等による設計ならびに施工方法
- (7) 技術提案：設計，施工方法等に関する提案
- (8) 標準点：技術提案が最低限の要求を満たしている場合に付与される評価点
- (9) 提案評価点：個々の評価項目において，入札参加者の技術提案を評価して与えられた評価点
- (10) 加算点：提案評価点の合計点
- (11) 技術点：標準点に加算点を加えた点
- (12) 評価値：技術点を入札価格で除した数値

2 前項各号の評価点は，別記 1， 2， 3 及び 4 の「算定基準」に基づき配点するものとする。

(入札方法)

第 4 条 総合評価落札方式により入札を行うときは，この要領及び宇都宮市制限付き一般競争入札実施要領並びに宇都宮市事後審査型制限付き一般競争入札取扱要領により実施するものとする。

(審査依頼)

第 5 条 工事担当課の長は，対象工事を発注しようとするときは，実施の適否，入札参加要件及び落札者を決定するための総合評価の方法や配点（以下「落札者決定基準」という。）について，契約課長に審査を依頼するものとする。

(宇都宮市公共工事総合評価専門委員の意見聴取)

第 6 条 契約課長は，総合評価落札方式を実施するにあたり，次の各号に掲げる事項について，あらかじめ 2 人以上の宇都宮市公共工事総合評価専門委員（以下「専門委員」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 総合評価落札方式により入札を行う際の落札者決定基準を決定しようとするとき。
- (2) 技術提案の採否ならびに評価値を決定しようとするとき。
- (3) 落札者を決定しようとするとき。

2 前項第 1 号の意見聴取の際に，専門委員から意見聴取の必要性がないと認められたものについては，前項第 3 号の意見聴取を省略することができる。

(委員会審議)

第7条 総合評価落札方式による実施の適否、落札者決定基準及び技術提案の採否ならびに評価値の決定については、前条の規定による意見聴取結果を踏まえ、宇都宮市入札参加審査委員会（以下「審査委員会」という。）に付議し決定するものとする。

（入札公告）

第8条 総合評価落札方式で発注する場合は、次の事項を公告するものとする。

- (1) 総合評価落札方式を採用していること。
- (2) 入札参加に必要な要件
- (3) 入札書の提出期限及び提出場所
- (4) 開札日時
- (5) 低入札価格調査制度が適用されること。
- (6) 落札者決定基準及び落札者決定方法
- (7) その他必要な事項

2 施工能力評価方式及び実績評価方式による工事の場合は、前項の事項に加えて次の事項を公告するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 入札書及び技術評価を行うために必要な資料の提出期限及び提出場所
- (3) 技術評価の評価項目及びその配点に関すること。
- (4) 技術評価点が公表されること。
- (5) 技術評価点について疑義照会ができること。

3 技術提案評価方式による工事の場合は、第1項の事項に加えて次の事項を公告するものとする。

- (1) 工事概要及び標準案
- (2) 入札書及び技術提案に関する資料の提出期限及び提出場所
- (3) 技術提案の評価項目及びその配点に関すること。
- (4) 技術提案の採否結果が通知されること。

4 技術提案評価方式（設計・施工一括）による工事の場合は、第1項の事項に加えて次の事項を公告するものとする。

- (1) 工事概要
- (2) 入札書及び技術提案に関する資料の提出期限及び提出場所
- (3) 技術提案（設計・施工一括）の評価項目及びその配点に関すること。

(入札参加手続等)

第9条 削除

(提出資料)

第10条 入札者は、入札書及び工事費内訳書を指定された日時に提出するものとする。

2 施工能力評価方式及び実績評価方式による工事の場合は、前項の資料に加えて評価項目算定資料の提出について及び評価項目算定資料一式(提出書類を含む。)を提出するものとする。

3 技術提案評価方式による工事の場合は、第1項の資料に加えて次の資料を提出するものとする。ただし、入札公告等に定めるところにより、予めその意思を示した者は、技術提案に変えて標準案により入札に参加することができるものとするほか、技術提案が採用されなかった者は、技術提案に代えて標準案により入札に参加することができる。

(1) 技術提案確認書及び技術提案書一式(施工計画を含む。)

4 技術提案評価方式(設計・施工一括)による工事の場合は、第1項の資料に加えて次の資料を提出するものとする。

(1) 技術提案書一式(施工計画を含む。)

(技術評価点の審査等)

第11条 技術評価点の審査は、契約課及び検査室で行うものとする。

2 契約課及び検査室は、提出書類の内容に不明な点がある場合は、提出者に対しヒアリングを行うことができるものとする。

3 契約課及び検査室は、審査結果を審査委員会の審議に付するものとする。

4 技術評価点は、前項の審議を踏まえ、審査委員会において決定するものとする。

(技術審査会及び技術提案の評価)

第11条の2 技術審査会は、各部に置くものとする。技術提案に関する資料の審査は、技術審査会で行うものとし、その構成員は、各部において定め、検査室長を含めたものとする。

2 技術審査会は、入札参加者が提出した技術提案の評価ならびに提案評価点の算定を行う。その際、提出書類の内容に不明な点がある場合は、提出者に対しヒアリングを行うことができるものとする。

3 技術審査会は、審査結果を契約課長に報告するものとする。

(技術提案の審査等)

第11条の3 契約課長は、技術審査会の審査結果を審査委員会の審議に付するものとする。ただし、第6条第1項第2号の意見聴取の必要性があるとの意見が述べられた場合には、審査委員会の審議に付する前に意見聴取を行うものとする。

2 標準案を示した技術提案の採否、技術提案の評価点は、前項の審議を踏まえ、審査委員会において決定するものとする。

3 標準案を示した技術提案の採否については、周辺環境への配慮や安全対策等、コスト縮減に関する対策、工事目的物の性能及び機能の向上に関する対策について、標準案と比較して決定するものとする。

(技術評価点の結果公表及び疑義照会)

第12条 契約課長は、第11条第4項で決定した技術評価点を市ホームページに公表するものとする。

2 入札者は、自らの評価点について、「疑義照会について」により疑義の照会をすることができるものとする。

3 前項による照会があった場合は、審査委員会において審議し、その結果を回答するものとする。

4 前項の結果、技術評価点を修正した場合には、市ホームページに修正した結果を公表するものとする。

(技術提案の採否結果の通知)

第12条の2 契約課長は、第11条の3第2項の審査委員会での決定を受けて、標準案を示した技術提案の採否結果を当該入札の参加者に通知するものとする。

(開札)

第13条 技術提案評価方式の開札は、提案評価点が確定した後に、指定した資料等を入札書とともに提出した者を対象に行い、施工能力評価方式及び実績評価方式の開札は、指定した日までに、指定した資料等を提出した者を対象に行い、各入札参加者の入札価格を読み上げ「落札保留」を宣言し、次のことを告げて終了するものとする。

(1) 予定価格の範囲内で入札が無効とならない者について総合評価を行うこと。

(2) 第1順位者について、専門委員の意見を聴取し落札者を決定すること。ただし、第6条第2項により意見聴取を省略した際には、入札参加資格を審査し落札者を決定することを告げるものとする。

2 公告で指定した資料の提出のない入札は無効とする。

(落札第1順位者決定方法)

第14条 施工能力評価方式及び実績評価方式による工事の場合は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、総合点の多寡により順位を決定し、もっとも総合点の高い者を落札第1順位者（以下「第1順位者」という。）とする。

2 技術提案評価方式による工事の場合は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である者のうち、評価値の多寡により順位を決定し、もっとも評価値の高い者を第1順位者とする。

(くじによる落札者等の決定)

第15条 第1順位者が2者以上になった場合には、くじ抽選を行い、資格審査順位を決定し、この順位に従い、資格審査を行うものとする。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第16条 契約課長は、入札参加資格の確認を行うため、速やかに第1順位者に連絡し、入札公告に示す入札参加資格要件確認申請書及び入札参加資格確認書類（以下「確認書類」という。）の提出を求めるものとする。

2 確認書類は、前項の提出を求めた日から2日（市の休日を除く。）以内に持参により提出するものとする。

3 第1順位者が前項の規定による提出期限内に確認書類を提出しないときは、当該第1順位者を失格とする。

(入札参加資格要件等の審査及び低入札価格調査制度の適用について)

第17条 契約課長は、第1順位者について、入札公告に示す入札参加資格要件を満たしていることの審査（以下、「資格審査」という。）を行い、資格審査の結果、第1順位者が当該要件等を満たしている場合は落札候補者とし、満たしていない場合は、次順位者から順次資格審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。

なお、資格審査の結果、落札候補者が決定したときは、他の入札参加者の資格審査は行わない。

2 落札候補者の入札価格が調査基準価格を下回った場合は、低入札価格調査制度を適用する。

3 第1項の審査は、確認書類が提出された日から原則2日（市の休日を除く。）以内に行わなければならない。

(落札者の決定)

第18条 契約課長は、前条第1項により落札候補者が決定したときは、第6条の規定に基づき専門委員の意見を聴取することとする。

2 前項の規定による意見聴取結果を踏まえ、審査委員会において落札者を決定するものとする。ただし、前項の意見聴取を省略した場合は審査委員会への付議についても省略することができる。審査委員会への付議を省略した場合は落札候補者を落札者とする。

(技術評価内容の確保)

第19条 総合評価に関して提出した資料に虚偽記載があった場合には、契約の解除及び入札参加停止措置を講じることができるものとする。

(秘密の保持)

第20条 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札者から提出された資料等は、公表しないものとする。

(資料の作成費用)

第21条 入札参加者が総合評価落札方式による入札に関する資料等の作成に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年8月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成27年9月1日から施行し、同日以降に公告又は指名通知をするものから適用する。

2 宇都宮市公共工事総合評価落札方式試行要領（平成18年11月1日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別記 1

算定基準（施工能力評価方式）

1 総合点の算定方法

総合点は、施工計画の評価が不可でない者で、予定価格の制限の範囲内である者のうち入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合点} = \text{価格点} + \text{技術評価点}$$

2 評価点の配点

価格点と技術評価点の配点は合計を100点とし、それぞれの配点は次のとおりとする。

ア 価格点 80点

イ 技術評価点 20点

3 価格点の算定方法

(1) 価格点は次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{基礎点} (80) \times \text{調査基準価格} / \text{入札価格} \quad [\text{少数点以下第4位四捨五入}]$$

(2) 入札価格は各入札者の入札金額（消費税等は含まない。）とし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、価格点＝基礎点（80）の一律評価とする。

4 技術評価点の算定方法（標準案件）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（標準案件）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 入札参加者の工事成績評定点（以下をすべて満たすもの）の平均値（小数点第2位以下切捨て）により評価する。 ・過去3か年度（公告日の属する年度は含まない。）に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。	5.0点	75点以上	5.0点
		67.0点以上75.0点未満は、下式により算定する $\text{平均値} \div 2 - 32.5$ （小数点第3位以下切捨て）	4.95点 ～ 1.00点
		67点未満又は工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事実績として扱う。	1.0点	元請実績あり	1.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を満たす）	0.3点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を確認できない）	0.15点
		実績なし	0点
(3) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰又は優秀賞の受彰の有無及び受彰工種により評価する。	2.0点	同工種の優秀賞受彰歴あり	2.0点
		同工種の受彰歴あり	1.5点
		異工種の優秀賞受彰歴あり	1.0点
		異工種の受彰歴あり	0.5点
		受彰歴なし	0点

<p>(4) ア 若手・女性技術者評価 配置予定の「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」が以下のいずれかに該当する場合に評価する。 ・40歳以下であり,国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者 ・女性</p> <p>イ 週休2日制工事施工実績 過去2か年度(公告日の属する年度を含む)に完成引き渡し完了した国・特殊法人等・都道府県・都道府県出資公社・市区町村が発注した工事を,元請として施工した工事において,発注機関の要領等により4週8休以上を達成した工事における実績を評価する。</p> <p>ウ 建設キャリアアップシステム導入 評価項目算定資料提出日現在において事業者登録している実績を評価</p>	ア～ウの項目数による評価 1.0点	3項目	1.0点
		2項目	0.5点
		1項目	0.25点
		0項目	0点
<p>(5) 配置予定技術者の同種工事施工実績 同種・類似工事において配置予定の技術者が「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。</p>	1.5点	実績あり	1.5点
		実績なし	0点
<p>(6) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。</p>	0.25点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	0.25点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.12点
		資格なし	0点
<p>(7) 継続教育学習制度への取組み状況 評価項目算定資料提出日現在において,配置予定技術者が受講した実績(別表1に示す団体の証明があるもの。)を評価する。</p>	0.25点	実績あり	0.25点
		実績なし	0点

<p>(8) ア 建設業労働災害防止協会への加入 評価項目算定資料提出日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。</p> <p>イ ISO 又は事業所版環境 ISO の取得状況 評価項目算定資料提出日現在における ISO9001 又は ISO14001, 事業所版環境 ISO (エコアクション 2.1 又はエコうつのみや 2.1) の認証取得の有無により評価する。</p> <p>ウ 宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の認証取得状況 評価項目算定資料提出日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。</p> <p>エ 消防団活動への協力 評価項目算定資料提出日現在における宇都宮市消防団協力事業所の認定の有無を評価する。</p> <p>オ BCP 認定 評価項目算定資料提出日現在における「事業継続力強化計画」として国土交通省又は経済産業省の認定の有無により評価する。 (注) 国土交通省の認定は 1 項目とする。 経済産業省の認定は 0.5 項目とする。ただし, 両省の認定を受けているとしても 1 項目とする。</p>	ア～オの項目数による評価	5 項目	1.5 点
		2.5 項目～4.5 項目	1.0 点
		0.5 項目～2 項目	0.5 点
		0 項目	0 点
<p>(9) 災害時協力協定締結状況 評価項目算定資料提出日現在における宇都宮市又は栃木県との災害時協力協定締結の有無を評価する。</p>	0.25 点	締結あり	0.25 点
		締結なし	0 点
<p>(10) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。</p>	0.25 点	90%以上	0.25 点
		50%以上90%未満	0.12 点
		50%未満	0 点
<p>(11) 施工計画 別表 2 の評価項目により評価する。 なお, 不可の評価を受けた者は失格とする。</p>	7.0 点	優	7.00 点 ～ 5.96 点
		良	5.70 点 ～ 4.15 点
		可	3.89 点 ～ 1.30 点
		不可	1.04 点 ～ 0 点

- 5 評価項目及び算定基準（標準案件）については、次のとおり取扱うものとする。
- (1) 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。
- また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。
- (2) 優良工事表彰状況の評価について、評価対象とするものは以下のものに限ることとし、宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事以外の工事において、表彰状、契約書、工事カルテ等で要件を満たすことの確認が困難である場合は評価しない。
- ・宇都宮市長表彰（優良建設工事表彰又は優秀賞）
 - ・栃木県知事表彰
 - ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
 - ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰
 - ・栃木県発注工事での事務所長等表彰
- なお、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む。）としての受表彰実績は、評価対象とする。ただし、当該表彰が構成員を個別に表彰するものである場合、申請者である事業者に対する表彰であることを確認できない場合は評価しない。
- (3) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は、JABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。
- (4) 施工計画については、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について社内で十分に検討した上で作成し提出（提出部数は1部とする。）すること。
- また、施工計画の評価については絶対評価により行うものとし、必要に応じて施工計画に関するヒアリング調査を実施する。
- なお、市が指定した様式及び記載条件以外で施工計画を作成した場合については、失格として取り扱う。
- (5) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(1)、(3)～(9)、(11)については代表者のみを評価する。(2)については構成員（代表者を含む。）のうち実績を有する者を評価する。
- (6) 評価項目及び算定基準中(2)及び(5)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。
- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
 - ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。
- (7) 評価項目及び算定基準中(10)において、受注者が特定建設工事共同企業体である場合は、構成員（代表者を含む。）が市内事業者である場合のみ、当該特定建設工事共同企業体を「市内事業者」とみなす。

6 技術評価点の算定方法（専門性の高い案件）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（専門性の高い案件）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を元請で施工した完成工事高の実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の実績として扱う。	3.5点	実績あり 算定式： $2.5 \times (C - A) \div (B - A) + 1$ A：入札参加者の平均の完成工事高 B：入札参加者中で最高の完成工事高 C：申請者の完成工事高 算定結果が1未満の場合は1点とする。 （小数点第3位以下切捨て）	3.50点 ～ 1.00点
		実績なし	0点
(2) 配置予定技術者の同種工事施工実績 同種・類似工事において配置予定の技術者が「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した完成工事高の実績により評価する。	4.5点	実績あり 算定式： $3.5 \times (C - A) \div (B - A) + 1$ A：入札参加者の平均の完成工事高 B：入札参加者中で最高の完成工事高 C：申請者の完成工事高 算定結果が1未満の場合は1点とする。 （小数点第3位以下切捨て）	4.50点 ～ 1.00点
		実績なし	0点
(3) 継続教育学習制度への取組み状況 評価項目算定資料提出日現在において、配置予定技術者が受講した実績（別表1に示す団体の証明があるもの。）を評価する。	1.0点	実績あり	1.0点
		実績なし	0点
(4) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰又は優秀賞の受彰の有無及び受彰工種により評価する。	3.0点	同工種の優秀賞受彰歴あり	3.0点
		同工種の受彰歴あり	2.0点
		異工種の優秀賞受彰歴あり	1.0点
		異工種の受彰歴あり	0.5点
		受彰歴なし	0点

(5) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。	1.0点	90%以上	1.0点
		50%以上90%未満	0.5点
		50%未満	0点
(6) 施工計画 別表2の評価項目により評価する。 なお、不可の評価を受けた者は失格とする。	7.0点	優	7.00点 ～ 5.96点
		良	5.70点 ～ 4.15点
		可	3.89点 ～ 1.30点
		不可	1.04点 ～ 0点

7 評価項目及び算定基準（専門性の高い案件）については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。

(2) 優良工事表彰状況の評価について、評価対象とするものは以下のものに限ることとし、宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事以外の工事において、表彰状、契約書、工事カルテ等で要件を満たすことの確認が困難である場合は評価しない。

- ・宇都宮市長表彰（優良建設工事表彰又は優秀賞）
- ・栃木県知事表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰
- ・栃木県発注工事での事務所長等表彰

なお、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む。）としての受彰実績は、評価対象とする。ただし、当該表彰が構成員を個別に表彰するものである場合、申請者である事業者に対する表彰であることを確認できない場合は評価しない。

(3) 施工計画については、当該工事を施工する際に特に留意すべき事項について社内で十分に検討した上で作成し提出（提出部数は1部とする。）すること。

また、施工計画の評価については絶対評価により行うものとし、必要に応じて施工計画に関するヒアリング調査を実施する。

なお、市が指定した様式及び記載条件以外で施工計画を作成した場合については、失格として取り扱う。

- (4) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(2)、(3)、(4)、(6)については代表者のみを評価する。(1)については構成員(代表者を含む。)のうち実績を有する者を評価する。
- (5) 評価項目及び算定基準中(1)及び(2)において、同種工事の実績(工事種別)を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。
- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
 - ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。
- (6) 評価項目及び算定基準中(5)において、元請が特定建設工事共同企業体である場合は、構成員(代表者を含む。)のうち、市内事業者の出資比率の合計(%)を元請施工額に乗じた額を、市内事業者の元請施工額とみなす。

別表1：評価対象とする資格認定団体

- ・一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会
- ・公益社団法人日本建築士会連合会
- ・公益社団法人日本技術士会
- ・公益社団法人空気調和・衛生工学会
- ・一般社団法人建設コンサルタンツ協会
- ・公益社団法人地盤工学会
- ・公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター
- ・一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会
- ・一般社団法人全国測量設計業協会連合会
- ・土質・地質技術者生涯学習協議会
- ・公益社団法人土木学会
- ・一般社団法人日本環境アセスメント協会
- ・公益社団法人日本コンクリート工学会
- ・公益社団法人日本造園学会
- ・公益社団法人日本都市計画学会
- ・公益社団法人農業農村工学会
- ・一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
- ・公益社団法人日本建築家協会
- ・一般社団法人日本建設業連合会
- ・一般社団法人日本建築学会
- ・一般社団法人日本建築構造技術者協会
- ・一般財団法人建設業振興基金
- ・公益財団法人建築技術教育普及センター
- ・一般社団法人建築設備技術者協会
- ・一般社団法人電気設備学会
- ・一般社団法人日本設備設計事務所協会

別表2：施工計画の評価項目及び配点

評価項目	評価内容	評価区分	配点	評価者1	評価者2	評価者3	合計
工程管理に係わる技術的所見	工事の手順，各工程の工期が，的確に捉えられているか。	標準を上回り優れている	3点				
		標準を上回りの確である	2点				
		標準である	1点				
		標準を下回る	0点				
品質管理に係わる確認，管理方法の的確性	品質の確認方法，管理方法が，現場の環境条件（地形，地質，環境，地域特性等）を踏まえて的確であるか。	標準を上回り優れている	3点				
		標準を上回りの確である	2点				
		標準である	1点				
		標準を下回る	0点				
施工上配慮すべき事項の的確性	配慮事項が，現場の環境条件（地形，地質，環境，地域特性等）を踏まえて的確であるか。	標準を上回り優れている	3点				
		標準を上回りの確である	2点				
		標準である	1点				
		標準を下回る	0点				
合 計							

評価者合計点	27点～23点	22点～16点	15点～5点	4点～0点
評価	優	良	可	不可

* 優，良，可の評価点計算式は以下のとおりとする。

$$\text{評定点} = \text{評価者合計点} \div \text{評価者満点 (27点)} \times \text{施工計画配点 (7点)}$$

* 評価については，監督員・総括監督員・検査員の3名で絶対評価により行うこととする。

算定基準（技術提案評価方式）

1 評価値の算定方法

評価値は、予定価格の制限の範囲内である者のうち入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{技術点} / \text{入札価格}$$

2 技術点の配点

技術点は、標準点と加算点の合計点とする。

標準点 入札参加要件を満たした参加者に、標準点として100点を付与する。

加算点 技術的難度を勘案して次の範囲で定めるものとする。

50点（特に高い技術力が必要とされる工事）

40点（高い技術力が必要とされる工事）

30点（技術力が必要とされる工事）

3 加算点の算定方法

加算点は、入札者が提出した技術提案書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準

評価項目	配点	評価基準	評価点
①環境の維持 ②交通の確保 ③特別な安全対策 ④省資源対策 ⑤リサイクル対策 ⑥ライフサイクルコスト ⑦性能の向上 ⑧機能の向上 ⑨その他（補償費等） ＊上記の①～⑨のうち、施工内容を勘案し評価項目と各々の配点を決定し公告文に記載するものとする。	1項目につき 10～20点	A評価 (優れた技術提案である。)	配点 ×1/1
		B評価 (概ね優れた技術提案である。)	配点 ×3/4
		C評価 (良い技術提案である。)	配点 ×2/4
		D評価 (概ね良い技術提案である。)	配点 ×1/4
		E評価 (やや良い技術提案である。)	配点 ×1/10
		F評価 (標準案と同程度)	0点
		不採用	

※評価点は切り上げ整数とする。

4 評価項目及び算定基準については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 技術提案については、公告文にある評価基準に留意し、評価項目を十分に検討した上で作成し提出すること。

なお、必要に応じて施工計画に関するヒアリング調査を実施するものとする。

(2) 各評価項目に対する技術提案のうち1つでも不採用となる内容がある場合は、当該評価項目の技術提案すべてを不採用とする。

算定基準（技術提案評価方式（設計・施工一括））

- ・ 評価項目等については、工事内容等を勘案し決定する。決定した評価項目等は、公告文に記載するものとする。

算定基準（実績評価方式）

1 総合点の算定方法

総合点は、予定価格の制限の範囲内である者のうち入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{総合点} = \text{価格点} + \text{技術評価点}$$

2 評価点の配点

価格点と技術評価点の配点は合計を100点とし、それぞれの配点は次のとおりとする。

ア 価格点 80点

イ 技術評価点 20点

3 価格点の算定方法

(1) 価格点は次の算式により算定する。

$$\text{価格点} = \text{基礎点} (80) \times \text{調査基準価格} / \text{入札価格} \quad [\text{少数点以下第4位四捨五入}]$$

(2) 入札価格は各入札者の入札金額（消費税等は含まない。）とし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は、価格点＝基礎点（80）の一律評価とする。

4 技術評価点の算定方法（土木系）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（土木系）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 入札参加者の工事成績評定点（以下をすべて満たすもの）の平均値（小数点第2位以下切捨て）により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 ・過去3か年度（公告日の属する年度は含まない。）に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。	5.0点	75点以上	5.0点
		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する $\text{評価点} = \text{平均値} / 2 - 32.5$ （小数点第3位以下切捨て）	4.95点 ～ 1.00点
		67点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事实績として扱う。	2.5点	元請実績あり	2.5点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を満たす）	1.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を確認できない）	0.5点
		実績なし	0点
(3) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰又は優秀賞の表彰の有無及び表彰工種により評価する。	1.0点	同工種の優秀賞受表彰あり	1.0点
		同工種の受表彰あり	0.75点
		異工種の優秀賞受表彰あり	0.5点
		異工種の受表彰あり	0.25点
		受表彰なし	0点

(4) 重機保有状況 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された「建設機械の所有及びリース台数」により評価する。	0.75点	5台以上	0.75点
		2台～4台	0.5点
		1台	0.25点
		0台	0点
(5) 技術職員数 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された工種毎の「技術職員数」により評価する。	0.25点	10人以上	0.25点
		5人以上	0.15点
		5人未満	0点
(6) ア 若手・女性技術者評価 配置予定の「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」が以下のいずれかに該当する場合に評価する。 ・40歳以下であり,国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者 ・女性 イ 週休2日制工事施工実績 過去2か年度(公告日の属する年度を含む)に完成引き渡し完了した国・特殊法人等・都道府県・都道府県出資公社・市区町村が発注した工事を,元請として施工した工事において,発注機関の要領等により4週8休以上を達成した工事における実績を評価する。 ウ 建設キャリアアップシステム導入 開札日現在において事業者登録している実績を評価	ア～ウの項目数による評価 1.0点	3項目	1.0点
		2項目	0.5点
		1項目	0.25点
		0項目	0点
(7) 配置予定技術者の同種工事施工実績 配置予定の技術者が同種・類似工事において「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。	3.0点	実績あり	3.0点
		実績なし	0点
(8) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。	1.0点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	1.0点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.25点
		資格なし	0点
(9) 継続教育学習制度への取組み状況 開札日現在において,配置予定技術者が	0.5点	実績あり	0.5点

受講した実績(別表3に示す団体の証明があるもの。)を評価する。		実績なし	0点
(10) 配置予定技術者の宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 本工事の配置予定技術者が「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した工事の工事成績評定点(以下をすべて満たすもの)の平均値(小数点第2位以下切捨て)により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 ・過去3か年度(公告日の属する年度は含まない。)に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事	3.0点	75点以上	3.0点
		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する 評価点=平均値/4-15.75 (小数点第3位以下切捨て)	2.97点 ~ 1.0点
		67点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(11) ア 建設業労働災害防止協会への加入 開札日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。 イ ISO又は事業所版環境ISOの取得状況 開札日現在におけるISO9001又はISO14001,事業所版環境ISO(エコアクション21又はエコうつのみや21)の認証取得の有無により評価する。 ウ 宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の認証取得状況 開札日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。 エ 消防団活動への協力 開札日現在における宇都宮市消防団協力事業所の認定の有無を評価する。 オ BCP認定 開札日現在における「事業継続力強化計画」として国土交通省又は経済産業省の認定の有無により評価する。 (注)国土交通省の認定は1項目とする。 経済産業省の認定は0.5項目とする。ただし、両省の認定を受けているとしても1項目とする。	ア~オの項目数による評価 1.5点	5項目	1.5点
		2.5項目~4.5項目	1.0点
		0.5項目~2項目	0.5点
		0項目	0点
(12) 災害時協力協定締結状況 開札日現在における宇都宮市又は栃木県との災害時協力協定締結の有無を評価する。	0.25点	締結あり	0.25点
		締結なし	0点
(13) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。	0.25点	90%以上	0.25点
		50%以上90%未満	0.12点
		50%未満	0点

- 5 評価項目及び算定基準（土木系）については、次のとおり取扱うものとする。
- (1) 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。
- また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。
- (2) 優良工事表彰状況の評価について、評価対象とするものは以下のものに限ることとし、宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事以外の工事において、表彰状、契約書、工事カルテ等で要件を満たすことの確認が困難である場合は評価しない。
- ・宇都宮市長表彰（優良建設工事表彰又は優秀賞）
 - ・栃木県知事表彰
 - ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
 - ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰
 - ・栃木県発注工事での事務所長等表彰
- なお、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む。）としての受表彰実績は、評価対象とする。ただし、当該表彰が構成員を個別に表彰するものである場合、申請者である事業者に対する表彰であることを確認できない場合は評価しない。
- (3) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は、JABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。
- (4) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(1)、(3)～(12)については代表者のみを評価する。(2)については構成員（代表者を含む。）のうち実績を有する者を評価する。
- (5) 評価項目及び算定基準中(2)及び(7)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。
- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
 - ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。
- (6) 評価項目及び算定基準中(13)において、元請が特定建設工事共同企業体である場合は、構成員（代表者を含む。）のうち、市内事業者の出資比率の合計(%)を元請施工額に乗じた額を、市内事業者の元請施工額とみなす。

6 技術評価点の算定方法（建築系）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（建築系）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 入札参加者の工事成績評定点（以下をすべて満たすもの）の平均値（小数点第2位以下切捨て）により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 ・過去3か年度（公告日の属する年度は含まない。）に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。	5.0点	75点以上	5.0点
		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する 評価点＝平均値／2－32.5 （小数点第3位以下切捨て）	4.95点 ～ 1.00点
		67点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事実績として扱う。	2.5点	元請実績あり	2.5点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を満たす）	1.0点
		一次下請として実績あり（同種・類似工事の条件を確認できない）	0.5点
		実績なし	0点
(3) 優良工事表彰状況 過去5か年度（公告日の属する年度を含む）における優良建設工事表彰又は優秀賞の受彰の有無及び受彰工種により評価する。	1.0点	同工種の優秀賞受彰歴あり	1.0点
		同工種の受彰歴あり	0.75点
		異工種の優秀賞受彰歴あり	0.5点
		異工種の受彰歴あり	0.25点
		受彰歴なし	0点

(4) 重機保有状況 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された「建設機械の所有及びリース台数」により評価する。	0.25点	1台以上	0.25点
		0台	0点
(5) 技術職員数 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された工種毎の「技術職員数」により評価する。	0.75点	10人以上	0.75点
		5人以上	0.25点
		5人未満	0点
(6) ア 若手・女性技術者評価 配置予定の「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」が以下のいずれかに該当する場合に評価する。 ・40歳以下であり,国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者 ・女性 イ 週休2日制工事施工実績 過去2か年度(公告日の属する年度を含む)に完成引き渡しが完了した国・特殊法人等・都道府県・都道府県出資公社・市区町村が発注した工事を,元請として施工した工事において,発注機関の要領等により4週8休以上を達成した工事における実績を評価する。 ウ 建設キャリアアップシステム導入 開札日現在において事業者登録している実績を評価	ア～ウの項目数による評価 1.0点	3項目	1.0点
		2項目	0.5点
		1項目	0.25点
		0項目	0点
(7) 配置予定技術者の同種工事施工実績 配置予定の技術者が同種・類似工事において「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。	3.0点	実績あり	3.0点
		実績なし	0点
(8) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。	1.0点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	1.0点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.25点
		資格なし	0点
(9) 継続教育学習制度への取組み状況 開札日現在において,配置予定技術者が受講した実績(別表3に示す団体の証明があるもの。)を評価する。	0.5点	実績あり	0.5点
		実績なし	0点
(10) 配置予定技術者の宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評	3.0点	75点以上	3.0点

定点 本工事の配置予定技術者が「監理技術者」、 「主任技術者」又は「現場代理人」として担 当した工事の工事成績評定点(以下をすべて 満たすもの)の平均値(小数点第2位以下切 捨て)により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案 件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 ・過去3か年度(公告日の属する年度は含ま ない。)に検査室又は技術監理室が検査を完 了した工事 ・本工事と同一工種の工事		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する $\text{評価点} = \frac{\text{平均値}}{4} - 15.75$ (小数点第3位以下切捨て)	2.97点 ~ 1.0点
		67点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(11) ア 建設業労働災害防止協会への加入 開札日現在における建設業労働災害防止 協会への加入の有無により評価する。 イ ISO又は事業所版環境ISOの取得状況 開札日現在におけるISO9001又は ISO14001,事業所版環境ISO(エコアクショ ン21又はエコうつのみや21)の認証取 得の有無により評価する。 ウ 宇都宮市まちづくり貢献企業認証制 度の認証取得状況 開札日現在における宇都宮市まちづくり 貢献企業認証制度認証取得の有無により評 価する。 エ 消防団活動への協力 開札日現在における宇都宮市消防団協力 事業所の認定の有無を評価する。 オ BCP認定 開札日現在における「事業継続力強化計 画」として国土交通省又は経済産業省の認定 の有無により評価する。 (注)国土交通省の認定は1項目とする。 経済産業省の認定は0.5項目とす る。ただし、両省の認定を受けている としても1項目とする。	ア～オの 項目数に よる評価 1.5点	5項目	1.5点
		2.5項目～4.5項目	1.0点
		0.5項目～2項目	0.5点
		0項目	0点
(12) 災害時協力協定締結状況 開札日現在における宇都宮市又は栃木県 との災害時協力協定締結の有無を評価する。	0.25点	締結あり	0.25点
		締結なし	0点
(13) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合 を評価する。	0.25点	90%以上	0.25点
		50%以上90%未満	0.12点
		50%未満	0点

7 評価項目及び算定基準(建築系)については、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 配置予定技術者を1名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合において
 は、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者につ

いて提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。

(2) 優良工事表彰状況の評価について、評価対象とするものは以下のものに限ることとし、宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事以外の工事において、表彰状、契約書、工事カルテ等で要件を満たすことの確認が困難である場合は評価しない。

- ・宇都宮市長表彰（優良建設工事表彰又は優秀賞）
- ・栃木県知事表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での関東地方整備局長表彰
- ・栃木県内で施工した国土交通省発注工事での事務所長等表彰
- ・栃木県発注工事での事務所長等表彰

なお、特定建設工事共同企業体の構成員（代表者を含む。）としての受表彰実績は、評価対象とする。ただし、当該表彰が構成員を個別に表彰するものである場合、申請者である事業者に対する表彰であることを確認できない場合は評価しない。

(3) ISOの認証取得については、対象業務を建設工事とし、公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は、JABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したものとする。

(4) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(1)、(3)～(12)、については代表者のみを評価する。(2)については構成員（代表者を含む。）のうち実績を有する者を評価する。

(5) 評価項目及び算定基準中(2)及び(7)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。

- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
- ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。

(6) 評価項目及び算定基準中(13)において、元請が特定建設工事共同企業体である場合は、構成員（代表者を含む。）のうち、市内事業者の出資比率の合計(%)を元請施工額に乗じた額を、市内事業者の元請施工額とみなす。

8 技術評価点の算定方法（ほ装系）

技術評価点は、入札者が提出した評価項目審査申請書（添付書類を含む。）により、以下の評価項目及び評価基準に基づいて算定した評価点の合計とする。

評価項目及び評価基準（ほ装系）

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 宇都宮市及び宇都宮市上下水道局発注工事の工事成績評定点 入札参加者の工事成績評定点(以下をすべて満たすもの)の平均値(小数点第2位以下切捨て)により評価する。 ただし、市内本店の地域要件を設けない案件は、全者工事成績評定点なしとみなす。 ・過去3か年度(公告日の属する年度は含まない。)に検査室又は技術監理室が検査を完了した工事 ・本工事と同一工種の工事 特定建設工事共同企業体の構成員としての評定点を含む。	5.0点	75点以上	5.0点
		67.0点以上75.0点未満 下式により算定する 評価点=平均値/2-32.5 (小数点第3位以下切捨て)	4.95点 ~ 1.0点
		67点未満又は 工事成績評定点なし	0点
(2) 同種工事施工実績 過去に同種・類似工事を施工した実績により評価する。 特定建設工事共同企業体による工事は、各構成員の工事実績として扱う。	1.0点	元請実績あり	1.0点
		一次下請として実績あり(同種・類似工事の条件を満たす)	0.3点
		一次下請として実績あり(同種・類似工事の条件を確認できない)	0.15点
		実績なし	0点
(3) 重機保有状況 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された「建設機械の所有及びリース台数」により評価する。	0.75点	10台以上	0.75点
		5台~9台	0.5点
		2台~4台	0.25点
		1台	0.12点
		0台	0点

(4) 技術職員数 開札日現在有効な経営事項審査における「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に記載された工種毎の「技術職員数」により評価する。	0.25点	10人以上	0.25点
		5人以上	0.15点
		5人未満	0点
(5) ア 若手・女性技術者評価 配置予定の「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」が以下のいずれかに該当する場合に評価する。 ・40歳以下であり,国家資格等を有する者又は実務経験10年以上の者 ・女性 イ 週休2日制工事施工実績 過去2か年度(公告日の属する年度を含む)に完成引き渡し完了した国・特殊法人等・都道府県・都道府県出資公社・市区町村が発注した工事を,元請として施工した工事において,発注機関の要領等により4週8休以上を達成した工事における実績を評価する。 ウ 建設キャリアアップシステム導入 開札日現在において事業者登録している実績を評価	ア～ウの項目数による評価 1.0点	3項目	1.0点
		2項目	0.5点
		1項目	0.25点
		0項目	0点
(6) 配置予定技術者の同種工事施工実績 配置予定の技術者が同種・類似工事において「監理技術者」,「主任技術者」又は「現場代理人」として担当した実績により評価する。	3.0点	実績あり	3.0点
		実績なし	0点
(7) 配置予定技術者が有する国家資格等 配置予定の技術者が有する資格により評価する。	0.75点	技術士・一級建築士又は当該工事区分による一級国家資格者等	0.75点
		二級建築士又は当該工事区分による二級国家資格者等	0.25点
		資格なし	0点
(8) 継続教育学習制度への取組み状況 開札現在において,配置予定技術者が受講した実績(別表3に示す団体の証明があるもの。)を評価する。	0.25点	実績あり	0.25点
		実績なし	0点

<p>(9) ア 建設業労働災害防止協会への加入 開札日現在における建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。</p> <p>イ ISO 又は事業所版環境 ISO の取得状況 開札日現在における ISO9001 又は ISO14001, 事業所版環境 ISO (エコアクション21 又はエコうつのみや21) の認証取得の有無により評価する。</p> <p>ウ 宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度の認証取得状況 開札日現在における宇都宮市まちづくり貢献企業認証制度認証取得の有無により評価する。</p> <p>エ 消防団活動への協力 開札日現在における宇都宮市消防団協力事業所の認定の有無を評価する。</p> <p>オ BCP 認定 開札日現在における「事業継続力強化計画」として国土交通省又は経済産業省の認定の有無により評価する。 (注) 国土交通省の認定は1項目とする。 経済産業省の認定は0.5項目とする。ただし、両省の認定を受けているとしても1項目とする。</p>	<p>ア～オの項目数による評価</p> <p>1.5点</p>	5項目	1.5点
		2.5項目～4.5項目	1.0点
		0.5項目～2項目	0.5点
		0項目	0点
<p>(10) 災害時協力協定締結状況 開札日現在における宇都宮市又は栃木県との災害時協力協定締結の有無を評価する。</p>	<p>0.25点</p>	締結あり	0.25点
		締結なし	0点
<p>(11) 市内事業者の施工割合 当該工事における市内事業者の施工割合を評価する。</p>	<p>0.25点</p>	90%以上	0.25点
		50%以上90%未満	0.12点
		50%未満	0点

(12) 施工場所からの本店距離等 当該工事の施工場所から以下までの距離を評価する。 ①宇都宮市建設工事入札参加有資格者名簿における本店所在地 ②近隣での施工実績の施工場所(以下の条件をすべて満たすもの) ・宇都宮市又は宇都宮市上下水道局発注 ・請負金額 500 万円超の建設工事 ・開札日から過去 10 年以内の完成	5.0 点	①が 1 km 以内	5.0 点
		①が 1 km 超 2 km 以内	4.25 点
		①が 2 km 超 3 km 以内	3.5 点
		①が 3 km 超 4 km 以内	2.75 点
		①が 4 km 超 5 km 以内	2.0 点
		①が 3 km 超で②が 3 km 以内	3.0 点
		上記以外	0 点
(13) 道路保全業務実績 公告日の属する年度の宇都宮市発注の道路保全業務の契約実績を評価する。	1.0 点	実績あり	1.0 点
		実績なし	0 点

9 評価項目及び算定基準（ほ装系）については、次のとおり取扱うものとする。

(1) 配置予定技術者を 1 名に特定できない場合、複数名とすることができる。この場合においては、配置予定技術者の施工実績について提出を求める算定資料は、すべての配置予定技術者について提出すること。評価点については最も低い評価を受けた配置予定技術者の点数を用いるものとする。

また、評価対象とする技術者は、発注機関が公告等において配置を求めた「監理技術者」、「主任技術者」又は「現場代理人」の実績を有する者のみとし、工事カルテにおいて、発注機関の求めによらず配置された技術者の実績や担当技術者の実績は、その表記のみでは評価対象としない。

(2) 特定建設工事共同企業体に係る入札の場合、評価項目及び算定基準中(1)、(3)～(10)、(12)、(13)については代表者のみを評価する。(2)については構成員（代表者を含む。）のうち実績を有する者を評価する。

(3) 評価項目及び算定基準中(2)及び(6)において、同種工事の実績（工事種別）を複数有する必要がある場合は、次のとおり評価する。

- ・複数の工事種別が同一工事内にある場合、当該工事を実績として扱う。
- ・複数の工事種別が同一工事内にない場合、評価点が低い工事を実績として扱う。

(4) 評価項目及び算定基準中(11)において、元請が特定建設工事共同企業体である場合は、構成員（代表者を含む。）のうち、市内事業者の出資比率の合計(%)を元請施工額に乗じた額を、市内事業者の元請施工額とみなす。

別表 3 : 評価対象とする資格認定団体

- ・一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会
- ・公益社団法人日本建築士会連合会
- ・公益社団法人日本技術士会
- ・公益社団法人空気調和・衛生工学会
- ・一般社団法人建設コンサルタント協会
- ・公益社団法人地盤工学会
- ・公益社団法人森林・自然環境技術教育研究センター
- ・一般社団法人全国上下水道コンサルタント協会
- ・一般社団法人全国測量設計業協会連合会
- ・土質・地質技術者生涯学習協議会
- ・公益社団法人土木学会
- ・一般社団法人日本環境アセスメント協会
- ・公益社団法人日本コンクリート工学会
- ・公益社団法人日本造園学会
- ・公益社団法人日本都市計画学会
- ・公益社団法人農業農村工学会
- ・一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
- ・公益社団法人日本建築家協会
- ・一般社団法人日本建設業連合会
- ・一般社団法人日本建築学会
- ・一般社団法人日本建築構造技術者協会
- ・一般財団法人建設業振興基金
- ・公益財団法人建築技術教育普及センター
- ・一般社団法人建築設備技術者協会
- ・一般社団法人電気設備学会
- ・一般社団法人日本設備設計事務所協会